

聖籠町観音の湯ざぶーん館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月20日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第22号

聖籠町観音の湯ざぶーん館条例施行規則の一部を改正する規則
聖籠町観音の湯ざぶーん館条例施行規則（平成17年聖籠町規則第18号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。
第3条第1項中「第2項」を「第3項」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 町又は町とともに国及び他の地方公共団体が公益のために利用するとき 免除
- (2) 指定管理者が公共又は公益上特に必要と認めるとき 町長の承認を得て指定管理者が定める割合

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(利用料の割引)

第3条 条例第10条第2項の規定による利用料の割引をすることができる割合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 優待券による割引 6割以内
- (2) 会員券による割引 3割以内
- (3) 回数券による割引 2割以内
- (4) 半額券による割引 5割
- (5) 無料券による割引 10割（入湯税を除く。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長の承認を得て定める割引
町長の承認を得て指定管理者が定める割合

別記様式第2号及び別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第2号(第4条関係)

聖籠町観音の湯どぶ一ん館利用料減免申請書

年 月 日

指定管理者 様

住 所

電話番号

氏 名

印

次のとおり利用料の減免を申請します。

利用責任者の住所及び氏名	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
利用目的	
減免を受けようとする理由	
利用料	円
減免を受けようとする金額	円

別記様式第3号(第4条関係)

聖籠町観音の湯ざぶ一館利用料減免決定・却下通知書

年 月 日

様

指定管理者

印

年 月 日付けで申請のあった聖籠町観音の湯ざぶ一館利用料の減免に
ついて次のとおり決定 したので通知します。
理由により却下

正規の利用料	円
減 免 額	円
差 引 利 用 料	円
却下理由	

附 則

この規則は平成28年10月1日から施行する。